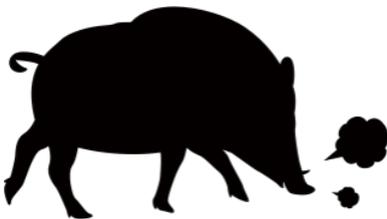


令和6年度

鳥獣被害防止施設整備促進事業補助金



イノシシから 農作物を守ろう

野生鳥獣（特にイノシシ）による農作物被害を防止するために、動物が触れた際に電気ショックを与える機能を備えた電気柵を設置しませんか。

電気ショックによる痛みを味わうことで、電気柵は危険だと学習させることができます。農地へ近づきにくくなり、農作物を守る効果があります。

対象者

下記すべてに該当する方

- ▶市内に住所がある方
- ▶イノシシ等による被害を受けるおそれのある農地（※）に電気柵を設置する方（※農地台帳上、田または畑であること）
- ▶電気柵を設置しようとする農地において、所有権がある方
または、所有権以外の権限に基づいて耕作している方
- ▶同じ年度内に電気柵の購入補助を受けていない方
- ▶市税を滞納していない方

対象になる経費

電気柵などの設備（本体及び柵線等資材）の新規購入費用

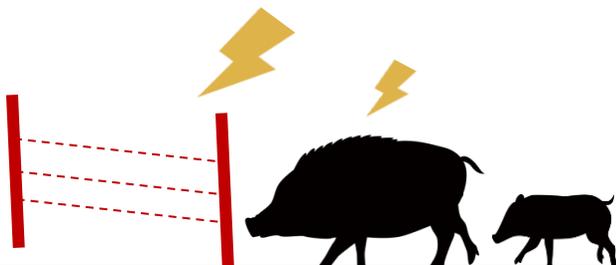
補助率

対象経費の1/2（1,000円未満切り捨て）上限3万円

※ 申請について、詳しくは裏面をご覧ください

令和6年度の申請期限は
令和7年1月31日までです。

※ 予算上限に達し次第、申請受付を終了します。



◆申請及び問合せ先◆

潮来市役所環境経済部 農政課
〒311-2493潮来市辻626

TEL：0299-63-1111（代表）
0299-94-5038（直通）
FAX：0299-80-1100

申請について

購入

電気柵等の資材を購入して農地等へ設置する
(事前に農政課へご相談いただくとスムーズです)

申請

補助金交付申請書を提出

申請書のほかに、下記の書類を添えて提出してください。

- ・ 設置場所が分かる地図
- ・ 領収書の写し
- ・ 完納証明書 (完納証明書は税務課で200円で発行できます)

決定

提出された書類を精査し、交付対象と決定したら農政課から『**交付決定通知**』を送付します。

請求

農政課へ『**補助金交付請求書**』を提出
その後、農政課からご指定の口座へ補助金を振込みます。

申請に関する書類は、下記よりご用意ください。

- ・ 潮来市役所農政課窓口でのお渡し
- ・ 潮来市ホームページからダウンロード



潮来市ホームページ